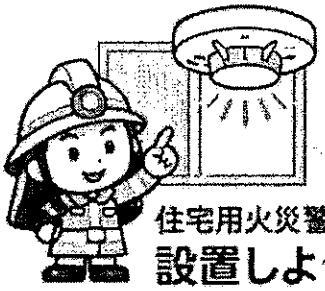
秋の全国火災予防運動

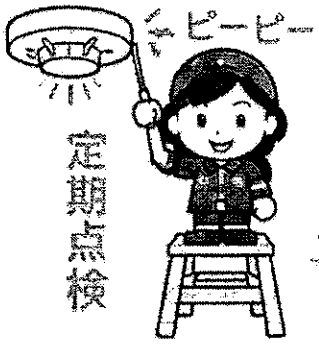
～ 火の確認 いい日を支える いい習慣 ～

１１月９日から１１月１５日まで、秋の全国火災予防運動が実施されます。これからの時季は、空気が乾燥し火災が発生しやすく、火の取扱いには十分注意が必要です。

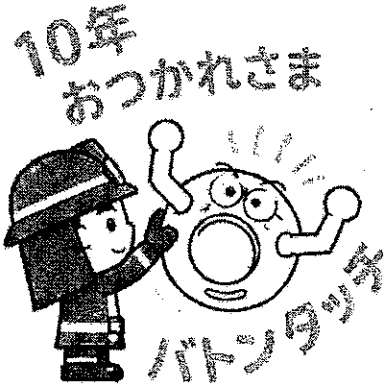
火災はちょっとした不注意や強風で燃え広がり、大規模な火災となる可能性が高くなります。大切な命と財産を守るため、火災を 未然に防ぎましょう。



住宅用火災警報器を設置していますか？



住宅用火災警報器の点検をやっていますか？



住宅用火災警報器は寿命をむかえていませんか？新しいものに更新していますか？

芳川消防署神林出張所

林野火災注意報等の発令運用が始まり10か月がたちます。

令和8年1月1日に松本広域連合火災予防条例が改正され、一定の気象状況の場合、「林野火災注意報」や「火災警報」が発令されることになりました。林野火災注意報や火災警報が発令された際には、屋外での火の使用が制限されます。
松本広域消防局管内でも野焼きやたき火等が原因の火災が多く発生しています。

● 令和8年（1月1日～9月30日）の火災発生状況

区分	総数	建物火災	林野火災	車両火災	その他の火災	死者
松本広域消防局管内	118件	64件	5件	6件	43件	8人
神林出張所管内	4件	1件	1件	0件	2件	0人

● 令和8年の芳川消防署神林出張所管内火災発生状況の詳細

区分	総数	建物火災	林野火災	車両火災	その他の火災	死者
神林所管内	4件	1件	1件	0件	2件	0人
神林地区	0件	0件	0件	0件	0件	0人
笹賀地区	1件	1件	0件	0件	0件	0人
今井地区	3件	0件	1件	0件	2件	0人

- 令和7年は松本市の火災の約6％が神林出張所管内で発生しています。
- 令和8年（9月30日）は松本市の火災の約3％が神林出張所管内で発生しています。

※「その他の火災」とは、火入れやたき火等による空地や田畑での火災をいいます。



山火事を防ごう!



たき火をしない



たばこを捨てない



火の取り扱いに注意する

※ お問い合わせ先：芳川消防署神林出張所　電話 86−0119